

建設工事に係る測量・調査・設計業務の配置技術者の取り扱いについて

(R6.4.1)

建設工事に係る測量・調査・設計業務に配置する技術者については、下記のとおり取り扱います。

- 1 配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係のある者とします。在籍出向者、派遣社員、契約社員については直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。また、入札日以前に3箇月以上の雇用期間があることが必要です。
- 2 技術者の資格は、入札公告内に明示します。
- 3 入札公告内に「三重県測量・調査・設計業務委託に係る●●業務の資格者認定基準による資格を有するもの」とある場合は、下表から資格を確認してください。
- 4 入札公告内に「受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有するもの」とある場合は、資格は必要ありませんが、当該業種の実務経験がある者として、落札確認時及び契約時に実務経験経歴書を提出していただきます。
- 5 主任技術者と現場代理人は兼務可能です。
※入札公告で特に指定がある場合は、この限りではありません。
- 6 管理技術者と照査技術者は兼務できません。
- 7 落札候補者から事後審査資料として配置予定技術者届を提出していただきます。落札候補者の配置予定技術者の資格及び雇用関係を確認した後、落札決定となります。配置予定技術者届に記載の技術者を配置していただきます。
- 8 工期途中で配置技術者の変更は原則として認めません。
※ただし、死亡、傷病又は退職等、真にやむを得ない理由がある場合は、監督員が認めたときに限り例外的に認めます。

三重県測量・調査・設計業務委託に係る資格者認定基準

平成7年2月16日制定・平成9年4月1日改正・平成15年7月1日改正・平成20年11月1日改正・平成22年4月1日改正・平成24年4月1日改正・平成25年7月1日改正・平成27年4月1日改正・令和元年10月1日改正・令和3年11月1日改正・令和4年11月1日改正

業務種別		作業種別	作業における対象者			資格者認定基準
			契約条項 (届出者)	共通仕様書 (資格者)	検査要領 (立会者)	
測量業者	測量業務	測量作業共通仕様書の業務	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	① 測量士資格取得者
	建設コンサルタント	土木設計業務	設計業務委託共通仕様書の業務	管理技術者	管理技術者	管理技術者

業 務 種 別	作 業 種 別	作 業 における 対 象 者			資 格 者 認 定 基 準
		契 約 条 項 (届 出 者)	共 通 仕 様 書 (資 格 者)	検 査 要 領 (立 会 者)	
補償コンサルタント 用地調査等業務・用地アセスメント調査等業務・ 用地調査点検等業務・用地アセスメント調査等業務・ 用地補償総合技術業務	土地調査部門 ① 土地の権利者の氏名及び住所の調査 ② 土地の所在、地番、地目、面積並びに権利の種類及び内容の調査 ③ 土地境界確認等〔測量法第3条に規定する測量は含まない。〕	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	1. 各業務共通 ① 補償コンサルタント登録規程により各登録部門で補償業務管理者として登録された者 ② (一社)日本補償コンサルタント協会が認定する補償業務管理士 2. 用地調査等業務・用地調査点検等技術業務 ③ その他の資格者及び実務経験者 (1) 各補償業務に関し7年以上の実務経験者 (2) 補償業務全般の指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務経験 3. 用地アセスメント調査等業務 ③ その他の資格者及び実務経験者 (1) 総合補償部門に係る補償業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であって補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験を有する者 (2) 補償業務全般の指導監督的実務の経験7年以上を含む20年以上の実務経験 4. 用地補償総合技術業務 ③ その他の資格者及び実務経験者 (1) 公共用地交渉業務及びこれらに関連する業務を総合的に行う業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験を有する者 (2) 補償業務全般の指導監督的実務の経験7年以上を含む20年以上の実務経験 (3) 土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門すべてにおいて(一社)日本補償コンサルタント協会が認定する補償業務管理士の資格を有する者
	土地評価部門 ① 土地評価のための同一状況地域の区分等 ② 残地等の損失補償の調査等〔不動産の鑑定評価は含まない。〕	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	
	物件部門 ① 木造建物、一般工作物、立木等の損失の調査等 ② 木造建物若しくは非木造建物の特殊建物等の調査等	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	
	機械工作物部門 機械工作物の調査等	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	
	営業補償・特殊補償部門 ① 営業補償の調査等 ② 漁業権等の消滅等の調査等	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	
	事業損失部門 事業損失に関する調査等	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	
	補償関連部門 ① 意向調査、生活再建調査等 ② 補償説明等の調整等 ③ 事業認定申請図書の作成	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	

	<p>総合補償部門</p> <p>① 公共用地取得計画図書の作成</p> <p>② 公共用地取得に関する工程管理</p> <p>③ 補償に関する相談</p> <p>④ 関係住民等に対する補償方針に関する説明</p> <p>⑤ 公共用地交渉</p>				
--	---	--	--	--	--

業 務 種 別		作 業 種 別	作 業 における 対 象 者			資 格 者 認 定 基 準
			契 約 条 項 (届 出 者)	共 通 仕 様 書 (資 格 者)	検 査 要 領 (立 会 者)	
地 質 調 査 業 者	地 質 調 査 業 務	[コンサルタント業務] 地質概査 地表地質調査 物理探査 弾性波探査 総合解析	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	① 地質調査業者登録規程の指定する技術部門（選択科目） で登録した技術士 ② 地質調査業者登録規程により登録された技術管理者（技 術士を除く。）
		[現場における調査業務] 地質調査共通仕様書の業務 (地質・土質調査・試験に関する業務)	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	① 地質調査業者登録規程により現場管理者に登録された者 ② (一社) 全国地質調査業協会連合会の認定する地質調査 技士 ③ 実務経験者 (1) 大学・高専で土木工学（農業土木又は森林土木に関する 学科を含む。）、建築学、鉱山学、地学、物理学又は 機械工学を修得し、かつ、8年以上の実務経験者 (2) 高校で土木工学（農業土木又は森林土木に関する学科 を含む。）、建築学、地質工学又は機械工学を修得し、 かつ、10年以上の実務経験者 (3) その他の者にあつては、12年以上の実務経験者
建 築 士 事 務 所 等	建 築 設 計 業 務	建築設計業務	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	—	① 1級建築士、構造設計1級建築士、設備設計1級建築 士、2級建築士及び木造建築士 ② 設備関係における資格者 (1) 建築設備資格者として登録された建築設備士 (2) (公社) 空気調和・衛生工学会の定める空気調和・ 衛生工学会設備士として登録された学会設備士

別表 2

登録部門と密接に関連のある部門（技術管理者）

登 録 部 門	関 連 部 門
道路部門	河川、砂防及び海岸・海洋部門、地質部門、トンネル部門、土質及び基礎部門、鋼構造及びコンクリート部門
河川、砂防及び海岸・海洋部門	道路部門、土質及び基礎部門、地質部門
下水道部門	地質部門
都市計画及び地方計画	造園部門
地質部門	道路部門、河川、砂防及び海岸・海洋部門、下水道部門
土質及び基礎部門	道路部門、河川、砂防及び海岸・海洋部門、鋼構造及びコンクリート部門
トンネル部門	道路部門、地質部門、土質及び基礎部門
鋼構造及びコンクリート部門	道路部門、土質及び基礎部門

- ※ 1. 三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱第 2 号様式設計業務等委託契約書の契約条項にいう管理技術者（共通仕様書及び測量・調査・設計業務検査要領にいう管理技術者又は主任技術者を含む。）は、この資格者認定基準に該当する者とする。
2. この資格者認定基準にいう実務経験年数については、同時に 2 以上の部門を担当した場合であっても、期間の重複は認めない。
3. 上記の技術者の登録については、別に指定する期間に毎年 1 回届けなければならない。
4. 上記の登録に関し変更が生じた場合には、2 週間以内に届けなければならない。

附則 この認定基準は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
 附則 この認定基準は平成 15 年 7 月 1 日から施行する。
 附則 この認定基準は平成 20 年 1 月 1 日から施行する。
 附則 この認定基準は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
 附則 この認定基準は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
 附則 この認定基準は平成 25 年 7 月 1 日から施行する。
 附則 この認定基準は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
 附則 この認定基準は令和元年 10 月 1 日から施行する。

附則 この認定基準は令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
 附則 この認定基準は令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

別表1

登録部門	技術上の管理をつかさどる者の要件
河川、砂防及び海岸・海洋部門	技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設一般並びに河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
港湾及び空港部門	技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を港湾及び空港とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設一般並びに港湾及び空港とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
電力土木部門	技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を電力土木とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設一般及び電力土木とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
道路部門	技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を道路とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設一般及び道路とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
鉄道部門	技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を鉄道とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設一般及び鉄道とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
上水道及び工業用水道部門	技術士法による第2次試験のうち技術部門を上下水道部門(選択科目を上水道及び工業用水道とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を上下水道一般並びに上水道及び工業用水道とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
下水道部門	技術士法による第2次試験のうち技術部門を上下水道部門(選択科目を下水道とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を上下水道一般及び下水道とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
農業土木部門	技術士法による第2次試験のうち技術部門を農業部門(選択科目を農業農村工学とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を農業一般及び農業農村工学とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
森林土木部門	技術士法による第2次試験のうち技術部門を森林部門(選択科目を森林土木とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を森林一般及び森林土木とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
水産土木部門	技術士法による第2次試験のうち技術部門を水産部門(選択科目を水産土木とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を水産一般及び水産土木とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
廃棄物部門	技術士法による第2次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を廃棄物・資源循環とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を衛生工学一般及び廃棄物・資源循環とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
造園部門	技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を都市及び地方計画とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設一般並びに都市及び地方計画とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者で、造園部門に係る業務に関し3年以上実務の経験を有するものであること。
都市計画及び地方計画部門	1 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を都市及び地方計画とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設一般並びに都市及び地方計画とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。 2 建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士の免許を受けている者で、当該免許を受けた後都市計画及び地方計画部門に係る業務に関し5年以上実務の経験を有するものであること。
地質部門	技術士法による第2次試験のうち技術部門を応用理学部門(選択科目を地質とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を応用理学一般及び地質とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
土質及び基礎部門	技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を土質及び基礎とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設一般並びに土質及び基礎とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
鋼構造及びコンクリート部門	技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を鋼構造及びコンクリートとするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設一般並びに鋼構造及びコンクリートとするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
トンネル部門	技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目をトンネルとするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設一般及びトンネルとするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
施工計画、施工設備及び積算部門	技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を施工計画、施工設備及び積算とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設一般並びに施工計画、施工設備及び積算とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
建設環境部門	技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を建設環境とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設一般及び建設環境とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
機械部門	技術士法による第2次試験のうち技術部門を機械部門(選択科目を機械設計、材料強度・信頼性、機構ダイナミクス・制御、熱・動力エネルギー機器又は流体機器(以下この項において「機械設計等」という。)とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を機械一般及び機械設計等とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
電気電子部門	技術士法による第2次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。